

公 示

貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び 料金属出書の取扱要領について

貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属出書の取扱要領について
下記のとおり定めたので公示する。

平成15年 2月28日

九州運輸局長 谷 口 克 己

記

1. 運賃及び料金設定（変更）届出書の提出に関する手続について

(1) 届出書の提出先及び提出部数

貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金設定（変更）届出書の提出先については、以下のとおりとする。

なお、提出部数については、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業にあつては、提出先に加え、適用する地域を管轄する運輸局の数とし、貨物軽自動車運送事業にあつては、提出先に加え、適用する運輸支局（運輸監理部を含む。以下「運輸支局等」という。）の数とする。

特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）については、国土交通大臣。

以外の一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金については、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する地方運輸局長。

貨物軽自動車運送事業に係る運賃及び料金については、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する運輸支局長又は運輸監理部長。

(2) 添付書類について

従来、運賃及び料金の設定又は変更にあつては、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付することとなっていたが、改正法の施行以降は、これらの書類添付は不要となる。

2. 運賃及び料金設定（変更）届出書の内容について

具体的な記載に係る取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 届出書の記載について

設定又は変更した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域について

- 1) 運行系統については、運行系統毎に適用する運賃及び料金を記載する。
- 2) 地域については、運輸支局等、運輸局又は全国を単位として記載する。

設定又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法について

1) 運賃及び料金の種類

- 積合せ運賃・・・積合せ貨物運送（特別積合せ貨物運送を含む。）による貨物の運送に適用する運賃（及びを除く。）
- 宅配便運賃・・・特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行う運送に適用する運賃
- メール便運賃・・・特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送による書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為が終了する運送に適用する運賃
- 貸切運賃・・・車両を貸し切って行う貨物の運送に適用する運賃（及びを除く。）
- 引越運賃・・・車両を貸し切って行う引越貨物の運送に適用する運賃
- 特殊運賃・・・特殊な構造を有する車両を使用して行う運送その他特殊貨物の運送に適用する運賃

(具体例)

- ・国際海上コンテナ運賃
 - ・・・専用車両により、国際大型海上コンテナを運送する場合に適用する運賃
- ・郵便物運賃・・・郵便物を運送する場合に適用する運賃
- ・航空貨物運賃・・・航空機を利用して運送される貨物を地上運送する場合に限り適用する運賃
- ・馬匹運賃・・・競走馬を運送する場合及びそれ以外の馬匹の運送に適用する運賃
- ・タンク車運賃・・・タンク車により石油類、化成品類及び高圧ガス類を運送する場合に適用する運賃
- ・霊柩運賃・・・霊柩自動車を使用して遺体の輸送を行う場合に適用する運賃

- ・ 清掃運賃・・・専用車両により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物のうち、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、ふん尿を運搬する場合に適用する運賃
- ・ 鋼材運賃・・・専用車両により鋼材（鋼鉄、条鋼等）を運送する場合に適用する運賃
- ・ ダンプ運賃・・・ダンプ車（荷台を原動機のみで傾け積載物を重力で容易に滑りおろす構造のトラック）により土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第1項に規定されているものをいう）及び雪の運送に適用する運賃。

その他、上記 から に該当しない運賃及び料金の種類がある場合には、その運賃及び料金の種類を記載すること。

ロ) 運賃及び料金の額

運賃の額

- ・ 運賃の額は、輸送貨物の重量、距離等に応じて、利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。
- ・ 消費者保護及び利用者の利便を図る観点から、一般消費者が利用の対象となるような運送については、確定額とすることが適切である。

料金の額

料金は、運賃により一律に収受しがたい運送サービスについて設けることができるものとするが、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。

ハ) 適用方法

適用方法の記載については、運賃の種類毎に少なくとも以下の内容について記載されているものとする。

適用範囲

運賃料金の適用範囲については、イ)に定める運賃の種類ごと適切に定めていること。

運賃及び料金の計算方法

- ・ 運賃・料金の計算方法が適切に定められていること。
- ・ 幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。

運賃の割増、割引及び減額

- ・ 貨物の特性、サービスの形態等から割増、割引又は減額を行うことが適当と考えられるものであることとする。
- ・ 割増、割引又は減額の対象が明確にされていなければならないこと

とする。

実費負担

荷主の要求による運送に伴う貨物の荷造り、仕分等特別の負担を要するものについては実費とする。なお、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならぬこととする。

貨物自動車利用運送に係る運賃及び料金について
上記 及び に準ずるものとする。

(2) 変更届出書の記載

運賃及び料金の変更届出書の提出は、変更箇所のみならず、運賃及び料金の種類、額及び適用方法すべてを提出することとする。

3 . その他

運賃及び料金の揭示

今般の法改正においても、一般消費者の保護及び利便性の確保を図る観点から、一般消費者が契約の当事者となる運送に係る運賃及び料金については、引き続き揭示義務が課されることとなっているので、宅配便、引越、霊柩等に係る運賃及び料金については、従前のとおり揭示することとする。

附則 . この公示は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降適用する。

